■公	開	□部分公開
□非公開		

令和2年度第1回浜松市行政区画等審議会会議録

- 1 開催日時 令和2年10月8日(木) 午前10時から午前10時30分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第5委員会室
- 3 出 席 状 況 委 員 杏萠紗由俐、岡田正利、加藤弘美、加藤彌生 河崎雄二、澤井勇一、藤井康幸、山﨑正浩

事務局 小野課長、小杉専門監、鈴木智副主幹 長谷川副主幹、大平智史

- **4 傍 聴 者** 0人(報道3人)
- 5 議事内容 浜松市長からの諮問に対する答申について
 - ・舞阪漁港水産流通基盤整備事業の竣功認可に伴いあらたに生じた 土地の確認及び字の区域の変更について
- 6 会議録作成者 文書行政課総務統計グループ 長谷川副主幹
- 7 記録の方法 発言者の要点記録(録音無)
- 8 会議記録

1 開 会

事務局

・委員の紹介

2 議事

山﨑会長

審議会条例の規定により、議長は会長が務める。

本日の会議において、委員総数8人のうち8名の出席であり、過半数を上回っており、会議は成立している。

本日の会議は、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針及び浜松 市附属機関の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、原則、公開となっている。本日の会議について、特に非公開理由も見当たらないため、公開 としたいと考えるがいかがか。

(異議なし)

では、会議を公開とし、傍聴の申し出があった場合は許可する。会議録署名人については、加藤彌生委員と議長である私を指名する。

浜松市長からの諮問に対する答申について

<事務局説明>・・・・諮問書に基づき説明

【目的及び理由】

・静岡県が舞阪漁港水産流通基盤整備事業により、舞阪漁港内にて実施した公有水面の埋立て工事の竣功認可に伴い、あらたに生じた土地を確認するもの。

・あらたに土地が生じたことに伴い、字の区域を変更するもの。

【経緯】

・静岡県が既設の舞阪漁港内の係留施設を改良・整備することで漁船の大型化に対応し、漁業活動の円滑化、効率化を図ることを目的に、舞阪漁港内の第一舞阪船溜物揚場地先の公有水面の埋立て工事を実施した。静岡県は令和2年1月23日に工事の竣功認可を受け、これにより、あらたに892.31平方メートルの土地が生じた。

【内容】

・あらたに生じた土地及び西区舞阪町舞阪字浜表に編入する区域 浜松市西区舞阪町舞阪字浜表2668の37、2668の269、2668 の35の西側に隣接した道路敷、2668の261、2668の255、26 68の256の西側から北側に隣接した道路敷及び2668の199の地先 公有水面埋立地 892.31平方メートル

【時期】

- · 令和 2 年 1 0 月 行政区画等審議会
- •令和3年 3月 市議会議決
- · 令和 3 年 3 月 市長決定処分、告示

山﨑会長

これから審議に入る。

諮問書の内容について、何か質問及び意見はあるか。

<委員発言>

岡田委員

諮問書には、漁船の大型化に対応との記載があるが、具体的にはどういうことか。

事務局

漁船の大型化に伴う接岸時等岸壁への衝撃や係留時の負荷への対応を埋立てにより行ったもの。

藤井委員

諮問書には、西区舞阪町舞阪字浜表へ編入する区域として、892.31 平方メートルと記載があるが、この面積は資料4のピンク色で示された土地 ということでよいか。この土地が編入となるという理解で良いか。

事務局

そのとおり。

山﨑会長

編入する区域は、まだ地番の無い状態であるということか。

令和3年の市議会での議決、市長の決定処分、告示後に、登記の手続きが 行われ、地番が設定されるという流れか。

事務局

そのとおり。

なお、登記申請は静岡県が行う。

岡田委員

現在、漁港は使用されているか。

事務局

工事は完了しており、使用されている。

河崎委員

現在は登記申請前であり、実際は地図に記載されていない状態である。登記申請により、地図に記載されるが、実際は何筆で申請されるか。

事務局

登記申請は静岡県が行うため、詳細まで承知していない。

答申について

<事務局説明>・・・・答申案を説明

・諮問の内容について審議した結果、適切であると認める。

山﨑会長

答申案により答申としていくことでよろしいか。

岡田委員

答申書の本文に浜総文とあるが、何のことか。

事務局

浜総文とは、市長からの諮問書の文書記号であり、浜松市、総務部、 文書行政課の略である。

山﨑会長

他に無ければ、答申案により答申としていくことでよろしいか。 (異議なし)

3 その他

・連絡事項無し。

4 閉 会